

新西地第 6 2 2 号
令和元年 9 月 20 日

西区自治協議会
会長 下川 照雄 様

新潟市長 中原 八一
(担当：西区地域課)

小針野球場の方向性について（意見聴取）

新潟市区自治協議会条例(平成 1 8 年条例第 7 4 号)第 7 条第 1 項第 2 号の規定により、
下記事項について貴自治協議会に意見を求めます。

記

小針野球場の方向性について

以上

小針野球場の方向性について

小針野球場は昭和45年の建設以来、多くの市民に利用されてきたが、周辺の市街化により硬式球が使用できないなど利用の制約があり、また、施設の老朽化が進み今後の安全性の確保が困難になっていくことから、令和2年度末をもって廃止したい。

1 小針野球場の概要

所在地	新潟市西区小針1丁目5番1号
敷地面積等	25,935㎡ 用途地域：第二種中高層住居専用地域
建築	昭和45年7月（築49年）
利用者数	10,492人（平成29年度実績・同ランク以上の市内6球場で5位） （最大：みどりと森31,828人 最小：新津金屋10,108人）
利用制約等	<ul style="list-style-type: none">○ 硬式球は試合・練習は原則利用不可（中学生以下の練習のみ可）○ 耐震改修未実施
地域利用	<ul style="list-style-type: none">○ 施設の一部を小針コミュニティ協議会の事務室として利用○ 西新潟市民会館の臨時駐車場として利用

2 用途廃止に伴う利用者への影響

利用者団体への影響を最小限にするため、令和2年度は引き続き通常利用とする。
廃止後は市内の他野球場での代替をお願いする。

3 用途廃止後の跡地利用の考え方

本市の財産経営推進計画において、跡地利用は原則売却の方針であることに加え、財産基盤強化へ向けた集中改革期間であることを踏まえ、用途廃止後は売却を図る。

4 今後のスケジュール

令和元年9月中旬～	<ul style="list-style-type: none">○ <u>小針野球場の方向性について方針案を公表（9/13）</u>○ 西区自治協議会や地域へ説明○ 令和2年の利用調整と併せて、利用者団体の代表者全員へ通知
令和2年度中	<ul style="list-style-type: none">○ 施設は通常利用○ 条例改正など用途廃止へ向けた準備に着手○ 用途廃止後の売却へ向けた検討

担当 西区地域課
文化・スポーツ部スポーツ振興課
財務部財産活用課